

北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進会議
設備投資（新設・移設等）支援補助金交付要綱

（通則）

第1条 北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進会議（以下「推進会議」という。）が実施する設備投資（新設・移設等）支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号（この規則中「知事」とあるのは「会長」と、「県」とあるのは、「推進会議」と読み替えるものとする。）に準ずるほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 補助金は、北部九州における自動車サプライチェーンの再編に柔軟に対応するため、自動車関連企業が県内において生産設備の新設、増設や移設するものを支援し、北部九州の生産体制の強靱化を図ることにより、県内自動車産業の雇用拡大と競争力強化を促進することを目的とする。

（補助金の交付対象者）

第3条 この補助金の交付対象者は、推進会議会員であって、次の条件のいずれかを満たすものとする。

- 一 福岡県内に本社、事務所又は事業所（工場、研究所等）を有すること
 - 二 交付申請日から2年以内に、福岡県内に新たな本社、事務所又は事業所（工場、研究所等）を設置することが確実であること
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金の交付対象としないものとする。
- 一 財務内容が著しく不健全であるもの
 - 二 税金等の法律で義務付けられている経費の滞納者
 - 三 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - 四 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、過去5年以内に暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - 五 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - 六 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - 七 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - 八 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - 九 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難さ

れる関係を有しているとき。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、交付決定の日から、令和9年2月末日までとする。

(補助対象事業)

第5条 この補助金の交付の対象となる事業は、北部九州での生産体制の強靱化に効果的な事業であって、会長が必要かつ適当と認める事業のうち、次の条件のいずれかを満たすものとする。

- 一 交付対象者が福岡県内に有する事務所又は事業所への設備の新設、増設又は移設を目的とした事業
- 二 交付対象者が交付申請日から2年以内に福岡県内に新たに設置する事務所又は事業所への設備の新設、増設又は移設を目的とした事業

(補助対象経費)

第6条 この補助金の対象となる経費は、生産設備を新設、増設又は移設する際に発生する経費のうち、会長が必要かつ適当と認めるもの、かつ第4条に掲げる補助対象期間内に支払い処理までが完了したものとする。

- 2 補助対象経費の詳細は、別表1に掲げるとおりとする。
- 3 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）については、補助対象経費に含まない。ただし、以下に掲げる申請者にあつては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。
 - 一 消費税法における納税義務者とならない申請者
 - 二 免税事業者である申請者
 - 三 簡易課税事業者である申請者

(補助率及び補助限度額)

第7条 補助率及び補助限度額は別表2のとおりとする。

- 2 算出された補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、会長が別に定める期限までに、「令和8年度北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進会議 設備投資・移設支援補助金交付申請書」（様式第1号）に署名または記名押印のうえ会長に提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請書には、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 申請者調書（様式第1号の1）
 - (2) 補助事業に係る事業計画書（様式第1号の2）

- (3) 補助事業に係る収支明細書（様式第1号の3）
- (4) 誓約書（様式第1号の4）
- (5) 役員名簿（様式第1号の5）
- (6) その他会長が必要と認める書類

（交付の決定）

第9条 会長は、前条の規定により補助金交付申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、交付の決定を行い、「令和8年度北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進会議 設備投資・移設支援補助金交付決定通知書」（様式第2号）により交付申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助事業の変更等）

第10条 第9条の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる場合には、速やかに「令和8年度北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進会議 設備投資・移設支援補助金変更承認申請書」（様式第3号）又は「令和8年度北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進会議 設備投資・移設支援補助金中止（廃止）承認申請書」（様式第4号）を署名または記名押印のうえ会長に提出し、その承認を得なければならない。

(1) 本事業に要する経費又は内容を著しく変更しようとするとき。ただし、別表1に定める経費区分合計額が同額又は20パーセント以内の減額となる変更をする場合において、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業効率の低下をもたらさない補助事業計画の細部の変更を行う場合を除く。

(2) 補助事業を中止し又は廃止しようとするとき。

(3) 別表2に定める事項の変更に伴い、申請内容に変更が生じるとき。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認められるときは補助金の変更承認もしくは補助事業の中止又は廃止の承認を行い、「令和8年度北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進会議 設備投資・移設支援補助金変更承認通知書」（様式第5号）もしくは「令和8年度北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進会議 設備投資・移設支援補助金中止（廃止）承認通知書」（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

3 会長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（事業遅滞の届出）

第11条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに「令和8年度北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進会議 設備投資・移設支援補助金に係る補助事業遅延等報告書」（様式第7号）により会長に報告し、その指示を受けなければならない。

（遂行状況の報告）

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行状況の報告について、会長から要求があった場合には、速やかに遂行状況を報告するものとする。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、事業完了後又は補助金の交付決定に係る事業期間が完了したときは、14 日以内、又は、令和 9 年 3 月 5 日のいずれか早い日までに「令和 8 年度北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進会議 設備投資・移設支援補助金実績報告書」(様式第 8 号) に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。ただし、会長が必要と認めるときは、改めて提出期限を定めることができる。

- (1) 補助事業に係る事業報告書(様式第 8 号の 1)
- (2) 補助事業に係る収支明細書(様式第 8 号の 2)
- (3) 補助事業取得財産等一覧(様式第 8 号の 3)
- (4) 添付書類
- (5) その他会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 14 条 会長は、実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要によっては現地調査等を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第 10 条に基づく承認をした場合、その変更された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し「令和 8 年度北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進会議 設備投資・移設支援補助金の額の確定通知書」(様式第 9 号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求・支払い)

第 15 条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。なお、概算払い後に、第 10 条の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、期限を付して既に支払っている補助金の全部または一部を納付させることができる。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、「令和 8 年度北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進会議 設備投資・移設支援補助金概算払請求書」(様式第 10 号)又は「令和 8 年度北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進会議 設備投資・移設支援補助金精算払請求書」(様式第 11 号)を会長に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第 16 条 会長は、次の各号に掲げる場合には、補助事業者に対し、補助金の交付決定を取り消し、交付した補助金を返還させることができる。

- 一 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく会長の処分若しくは指示に違反したとき
- 二 補助事業者が提出した書類等に虚偽があるとき
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をしたとき
- 四 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業者が本事業を中止したとき(ただし、第 10 条の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたものを除く)

- 2 前項の規定は第 14 条の規定に基づく額の確定があった後においても適用する。

- 3 会長は、第1項の規定に基づく交付決定の取消しを行ったときには、「令和8年度北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進会議 設備投資・移設支援補助金交付決定取消通知書」(様式第12号)により補助事業者速やかに通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 会長は、前条の規定に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対する補助金の交付を既に行っているときは、その補助金の返還を命ずるものとする。

- 2 会長は前項に基づき補助金を返還させるときは、次に掲げる事項を補助事業者へ通知する。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 加算金及び延滞金に関する事項
- (3) 返還期限

(補助金の経理)

第18条 補助事業者は、本事業に係る経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、補助期間が終了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(帳簿書類の検査等)

第19条 会長は、本事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて補助事業者へ報告を求め、本事業に係る帳簿及び全て証拠書類その他必要な物件を検査できるものとする。

(報告義務)

第20条 補助事業者は、補助事業実施年度の翌年度から5年間、会長から要請があった場合には「令和8年度北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進会議 設備投資・移設支援補助金に係る成果報告書」(様式第13号)を会長が指定する日までに提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第21条 補助事業者は、事業終了後も補助事業により取得等で効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)を善良なる管理者の注意を持って管理するとともに補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等を減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する期間が経過する以前に、補助金の交付の目的に反して処分するときは、あらかじめ「令和8年度北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進会議 設備投資・移設支援補助金財産処分承認申請書」(様式第14号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。なお、取得財産等が建物である場合、補助事業者は、当該建物に対し補助金の交付目的に反する抵当権の設定等を行ってはならない。但し、当該財産の取得及び、改良、修繕等に要した総額が50万未満の場合を除く。

- 3 会長は、財産処分の承認をする場合において、処分の目的、事由によっては、期限を付して補助金の全部または一部を納付させることができる。また、承認を得ずに、処分を行ったことが判

明した場合には、期限を付して補助金の全部または一部を納付させることができる。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事業は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 8 日から施行し、令和 8 年度の補助金について適用する。

別表1（要綱第6条関係）

（事業費の区分）

1 設備の新設・増設に関する経費

| | | |
|---|--------------|--------------------------------------------------------|
| 1 | 機械装置・システム構築費 | 機械装置、工具・器具、専用ソフトウェア、情報システム等の購入に要する経費。 |
| 2 | 建物費 | 設備導入にあたり直接必要と認められる事業所の新築、増設、改修に要する経費。ただし、土地の取得費は除く。 |
| 3 | 設計費 | 設備導入に伴う事業所のレイアウト設計、設備を一体的に稼働させるためのライン設計及びシステム構築に要する経費。 |
| 4 | 設備据付・工事費 | 設備導入に直接必要な搬入、据付工事、配管工事、電気工事、エア配備、冷却設備、安全装置設置に要する経費。 |
| 5 | 技術導入費 | 設備導入に伴う技術ライセンス費及び技術指導に要する経費。 |
| 6 | その他 | その他会長が必要と認める経費。 |

2 設備の移設に関する経費

| | | |
|---|----------|-----------------------------------------------------|
| 1 | 設備解体・撤去費 | 既存事業所から設備を搬出するための撤去・解体に要する経費。 |
| 2 | 建物費 | 設備導入にあたり直接必要と認められる事業所の新築、増設、改修に要する経費。ただし、土地の取得費は除く。 |
| 3 | 輸送費 | 移設先の事業所への輸送に要する経費。輸送に必要な梱包費も含む。 |
| 4 | 再据付費 | 移設先で設備を再稼働させるための再据付工事及び調整に要する経費。 |
| 5 | 付帯工事費 | 移設設備を稼働するための電気工事、配管工事、エア配備、冷却配備、基礎補強等に要する経費。 |
| 6 | 設計費 | 移設に伴う事業所のレイアウト設計、ライン設計及びシステム構築に要する経費。 |
| 7 | その他 | その他会長が必要と認める経費。 |

※手形払いにより支出した経費は認められないものとする。

※以下の経費については、補助対象経費として認めない。

ア 補助金交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの、又は事業期間終了後に納品、検収等を実施したものに係る経費

イ 県外に設置するものや、県内であっても使用場所以外に設置するものに係る経費

ウ 消費税及び地方消費税、収入印紙代、銀行振込手数料（先方負担とした場合を含む）、代金引換手数料

エ 交付対象物の設置・保管場所の家賃、使用料、保管料、地租

オ 光熱水費、通信費、自社の従業員の人件費及び旅費

カ レンタル及びリースに係る費用

キ 補助対象の保守管理費、各種保険料

ク 汎用性があり、目的外使用になり得る備品、設備（自動車、事務用のパソコン、プリンタ、タブレット、デジタル複合機等）の購入等に要する経費。ただし、それが生産性を向上させるシステムの一部を構成する場合は、対象とする。

ケ 中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入等に係る経費

コ クラウドサービス等の事業実施期間外の使用料及びライセンス料

サ 上記のほか、会長が本事業の目的として適当でないと認める経費

別表2（要綱第7条関係）
（補助率及び補助限度額）

| 企業種 | 事業場内最低賃金の 引き上げ額 | 補助率 | 補助対象額 | 補助限度額 |
|------|--------------------------------------------|-----|---------|---------|
| 大企業 | なし | 1/2 | 6,000万円 | 3,000万円 |
| 中小企業 | なし又は補助事業完了時の事業場内最低賃金引き上げ額が時給換算額で30円に満たない場合 | 1/2 | 4,000万円 | 2,000万円 |
| | 補助事業完了までに、事業場内最低賃金を時給換算額で30円以上60円未満引き上げる場合 | 2/3 | | 2,666万円 |
| | 補助事業完了までに、事業場内最低賃金を時給換算額で60円以上引き上げる場合 | 3/4 | | 3,000万円 |

※中小企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する組合とする。

※大企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する組合以外の者とする。